

令和元年6月3日現在

機関番号：30103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03856

研究課題名(和文) 農山村における新しいソーシャル・サポート・システム構築に関する研究

研究課題名(英文) Research on the construction of a new social support system in rural areas

研究代表者

小内 純子 (ONAI, JUNKO)

札幌学院大学・法学部・教授

研究者番号：80202000

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、少子高齢化・過疎化が顕著な農山村地域を対象に、地域住民の立場にたったサポートシステムの仕組みを検討し、その結果を踏まえ持続可能な地域再生のあり方を提言することを目指した。そのために、北海道、秋田県、島根県・岡山県において2,3地域をフィールドに実態調査を行い、比較研究を試みた。その結果、NPO法人や集落営農組織の活動を通じ、これまで「自助」と「互助・共助」の間に存在した「壁」を越えるような動きが各地にみられ、地域住民活動の質的变化が確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、これまで農山村地域に存在していた「自助」「互助」「共助」「公助」の枠組の変化の方向を明らかにしたこと、および自治体や社会福祉協議会と連携しながら、住民側の主体的な取り組みによって多様なサポートシステムが生み出されてきていることを明らかにした点にある。その成果を学会や論文で発表してきた。

また、今後さらに少子高齢化・過疎化が進むことが予想される中で、研究成果を踏まえ、実践的な課題を提起した点に社会的な意義が存在する。

研究成果の概要(英文)：In rural communities, especially in hilly and mountainous areas, aging and depopulation is proceeding at a much faster rate than at the national level. The people living in those areas are increasingly uneasy about their future. This research approaches this subject from the viewpoint of the support system for their life in villages. And we aimed to propose the way of sustainable regional restoration.

For this purpose, we have carried out field surveys in a few areas in Hokkaido, Akita, Shimane and Okayama Prefecture. As a result, we could confirm qualitative changes in local resident activities due to the action of NPO corporations and the village-based farming organizations. We found that there were the new movements beyond the "wall" that existed between "self-help" and "mutual-aid and cooperation".

研究分野：地域社会学

キーワード：サポートシステム 自助 互助・共助 公助 農山村

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2014年、日本創成会議・人口減少問題検討分科会から出された「ストップ少子化・地方元気戦略」では、2040年には全国約1800市町村のうち523は消滅するおそれがあるという結果が報告され、早急な対策の必要性が説かれた。次いで7月4日に国土交通省から出された「国土のグランドデザイン2050」では、「コンパクト」と「ネットワーク」をキーワードに地域社会の再編の方向が提示された。農村・中山間地域に関しては、「小さな拠点」をつくり「コンパクト化」し、その周辺集落をむすぶ「ネットワーク化」で、持続可能な地域づくりを推進するとされる。これに対し、我々は、できる限り地域住民の意向に沿う形で人口減少下でも生き生きと暮らせる地域の仕組み作りを解明することを目指した。緩やか人口減少が地域社会に与える影響はそれほど大きいものではない。地域の仕組み作りを考える上で重要なことは、人口減少という現実を必要以上に強調せず、人口が減少することを前提に、少ない人口でも生き生きと暮らせるシステムを構築することであると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、少子高齢化・過疎化が顕著な農山村地域を対象に、地域住民の立場にたつて地域社会を支える仕組みを検討し、これを基礎に地域再編策を提言することを目指している。地域住民の立場にたつた地域再編策は、今日、各種の施策提言・報告書で強調されるような生活機能の集約された拠点づくりだけでは保障されず、よりトータルなソーシャル・サポート・システムの構築によって可能になるものである。また、今後の急激な高齢者の増加は、施設入所では対応しきれず、これまでとは異なる新たなサポート・システムの構築が必要な段階にきており、地域社会に期待される役割も大きい。本研究では、地域特性に配慮して地域を選定し、地域住民の生活過程全体を視野に入れ、地域住民生活を支える仕組みづくりを検討する。

3. 研究の方法

本研究では、第1に、農業政策や福祉政策を中心に、住民生活や集落生活をサポートする政策が、どのように展開されてきたのかを取り押さえる。第2に、「自助」「互助・共助」「公助」、あるいは「公的セクター」「私的セクター」「共的セクター」の現状を、統計データや各種資料を用いて可能な限り把握する。第3に、北海道、東北地方、中国地方から、それぞれ2つの自治体を対象にアンケート調査を実施する。第4に、各自治体から典型的な集落を選び、その集落に暮らす人びとに対して悉皆調査を実施する。そこでの主な目的は、地域住民が、パーソナル・ネットワークやその他のソーシャル・サポートを組み合わせながらどのように暮らしているのか、その実態を明らかにすることである。以上をふまえ、第5に、住民の立場にたつたソーシャル・サポート・システムのモデルを地域特性別に提示する。

4. 研究成果

本研究では、統計分析結果に基づき、北海道では栗山町と清水町、秋田県では仙台市と横手市、島根県では出雲市と雲南市を主なフィールドとして調査を行った。以下で、簡単に、各自治体における集落調査から得た知見をまとめる。

(1) 北海道栗山町の事例

F集落の高齢者サポートの有り様をみると、除雪作業の助け合いはけっして見返りを求めるものではなく、むしろ、家族で対処すべき領域と集落で対処すべき領域が、明確に区分されていると考えられる。とくに、介護・介助といったきわめてプライベートな領域に地域住民がかかわることは難しく、もともと集落の相互扶助にはなじまない領域としてあったと思われる。現状では、介護、買い物・通院のサポートは家族で対応する領域、除雪や見守り活動は集落で対応可能な領域として、暗黙のうちに地域住民に理解されており、この区分を前提に生活が維持できる限り、1人暮らしの人も本人が望む限り集落で生活し続けることができる。集落における互助は提供した分に相応しい見返りを求めるものだから介護にはなじまないという従来の見解では割り切れない部分があることが明らかとなった。

(2) 北海道清水町の事例

栗山町の事例に対し、清水町のM集落では、地元集落の農家有志によって設立されたNPO法人により介護施設が設けられ、それが地域住民の生活において大きな役割を果たしていることがみてとれる。この集落で、なぜ農民による介護施設の設立が可能であったかということ、最初から介護施設を目指していたわけではなく、小学校の校舎を残したいという強い思いからスタートしており、ある意味迂回することで賛同を得やすい状況にあった。さらに、NPO法人「松沢の郷」の運営が、地元の人(NPO法人の社員)と地元以外の施設職員によって担われており、それが、地元民が利用者として「松沢の郷」へアクセスしやすい条件となっている。つまり職員があまり地域の事情に精通していないからこそ入所者やその家族が気の許せる面があるということである。NPO法人側が地元に対する思いを職員に伝え、地元の人との間にある程度距離がある職員が介護にあたるという両者の関係がプラスに作用していると考えられる。専門スタッフの果たす役割の大きさが見て取れる。

(3) 秋田県大仙市の事例

大仙市K集落では、高齢者の居宅生活を支える地域社会の役割の把握に努めた。稲作作業に関しては、隣人が補助的な労働力を提供しており、農道・水路の共同管理作業は、高齢者の営

農を側面的に支援する機能を果たしていた。また、地域社会は手段的・情緒的サポートのなかでも、相対的に軽いサポートや負担は重いが短期的なサポートの一部を担うことが期待されている。高齢者の手段的・情緒的サポート源の保有状況は属性で異なっており、属性に配慮した高齢者対策の構築が課題として浮かび上がった。

(4) 秋田県横手市

横手市N集落では、外部のNPO法人からの働きかけにより有志によるN集落共助組織が設立され、集落の最大課題である除雪作業に取り組んでいく。共助組織の構成には、近隣集団などの地域の社会関係が反映されており、共助組織と従来の村落組織との間で機能分担していく様子が見て取れた。村落組織とは異なり有志で運営される共助組織が、村落社会のなかで首尾よく機能していくためには住民からの「信頼」を得ることが重要で、そのための行動が注意深く選択されている。また、共助組織と公的組織とは、共助において「地域課題の解決」という目標を緩やかに共有し、これを通じて地域的な営みである共助が公共性をもつ営みになっていることが明らかになった。

(5) 島根県出雲市

出雲市の中山間地域に位置する佐田町における農業生産法人「橋場アグリサンシャイン」と「佐田川北営農組合」を訪問し調査を行った。島根県は集落営農の「先進地」として知られるが、両者はその規模において対照的な存在である。規模が大きい「橋場アグリサンシャイン」は、生産のみではなく生活維持に関してもその活動を広げており、地域住民の生活の拠り所となっている。一方、規模の小さい「佐田川北営農組合」は、引き受け手のない高齢農家の水田の多くを受託し、地域の農地を守っているうえに、その事務所は高齢農家の居場所としての役割も果たしていた。規模が大きな集落営農のみではなく、小さくても地域社会を生産・生活を支える点で重要な役割を担っていることが示された。

(6) 島根県雲南市

雲南市のU地区振興会を対象に調査を行った。U地区振興会は15の自治会からなり、2015年に市の地域自治組織に登録している。市から交流センターと温泉施設を委託管理し、財源の確保に努めている。定住対策、環境保全、景観所全、地域の安全・安心の確保、歴史・文化の活用など活動の幅は広く、自立した地域運営が目指されている。行政と協働で問題解決に取り組む姿勢を鮮明に示している。現状では、次の担い手の問題のほか、規模が拡大した会計への対応が課題となっている。調査対象のなかで、最も自立した取り組みが展開されている。

以上、それぞれの地域においてタイプが異なる取り組みを調査し分析してきた。北海道栗山町にみられるように、従来、「自助」と「互助・共助」の間には「壁」があり、「互助・共助」で対応できなくなると、公的なサポートに依存する傾向が強くみられた。しかし、農家自らがNPO法人や農業生産法人を結成し、あるいはNPO法人と協力して生産・生活両面でサポートをする仕組みをつくる取り組みや、専門スタッフを媒介にして「壁」を乗り越えていく試みも見られた。さらに、指定管理制度を利用して、行政から施設の運営管理を受託し、地域活動の財源を確保する動きも広くみられるようになってきている。明らかに農村のなかにも自立にむけた新しい動きが出てきている。実態調査から以上の知見を得ることができた。今後は、この結果をさらに理論的に整理していくことが残された課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- ①小内純子、農政の展開と協働型集落活動の今日の特徴、年報 村落社会研究、査読有、第 53 集、2017、11-33
- ②澁谷美紀、ボランティア地域組織による生活問題への取り組み、年報 村落社会研究、査読有、第 53 集、2017、109-141
- ③小内純子、協働型集落活動の今日の特徴と可能性、年報 村落社会研究、査読有、第 53 集、2017、213-238

〔学会発表〕(計 2 件)

- ①小内純子、日本農村における“協働”型集落活動の可能性、日本村落研究学会、第 64 回大会、山口県萩セミナーハウス、2016 年 11 月 6 日
- ②澁谷美紀、地縁団体による生活支援の可能性 秋田県横手市共助組織の取り組みを中心に - 日本村落研究学会、第 64 回大会、山口県萩セミナーハウス、2016 年 11 月 6 日

〔図書〕(計 1 件)

- ①日本村落研究学会企画、小内純子編著、農山漁村文化協会、協働型集落活動の現状と展望、2017、302

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6．研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：澁谷 美紀

ローマ字氏名：SHIBUYA MIKI

所属研究機関名：国立研究開発法人農業・食品産業技術総

合研究機構・

部局名：北海道農業研究センター

職名：主任研究員

研究者番号（8桁）：00355265

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。